

呉港付近台風等対策分科会規約

(名称)

第1条 本会は、「呉港付近台風等対策分科会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、呉港及び呉海上保安部管内の港則法適用港（安芸津港、竹原港、忠海港、鯉崎港、大西港、木江港、御手洗港、蒲刈港）付近において、台風、発達した低気圧津波（以下「台風等」という。）により、海難その他災害の発生が予想される場合、これに備え災害を防止し、船舶等の安全確保に寄与することを目的とする。

(構成員)

第3条 海上保安協会呉支部会員及び各港海事関係者とする。

(主要会員)

第3条の2 本会が開催する会議については、別紙の「主要会員」を招集のうえ審議する。

(幹事)

第4条 幹事は、「株式会社シーゲートコーポレーション呉支店」及び「山陽海運株式会社」により2年ごとの持ち回りで担当し、本会を主宰する。

(会議)

第5条 会議は、「分科会会議」及び「緊急会議」とし、海上保安協会呉支部海難防止部会長（以下「部会長」という。）の招集により開催し、呉港長（呉海上保安部長）（以下「港長等」という。）の諮問に応じ建議する。

(分科会会議)

第5条の2 災害防止のための調査研究、資料収集及びそれらに基づく会議

(緊急会議)

第5条の3 台風等が接近し、呉港付近及び呉海上保安部管内の港則法適用港に影響を及ぼすことが避け難い場合、台風等対策を検討・決定するために主要会員を緊急に招集して行う会議

なお、部会長及び幹事は、台風の急な針路変更や異常気象等により、同会議を開催する時間的余裕がないと判断される場合は、会議の開催を省略し、目的達成のための必要事項について、港長等と協議し決定することができる。

(運用等)

第6条 本会の目的を達成するため、別途「呉港付近台風等対策実施要綱」を定める。
各構成員は、同実施要綱に基づき必要な対策を講じること。

必要な対策を講じる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、海上保安協会呉支部に置く。

ただし、事務局の実務については、呉海上保安部交通課が行うこととする。

附則

この規則は、令和7年6月11日から効力を生じる。

【主要会員】

呉市

深田サルベージ建設株式会社西日本支社

株式会社シーゲートコーポレーション呉支店

ジャパンマリンユナイテッド株式会社呉事業所

五洋建設株式会社中国支店

山陽海運株式会社

広漁業協同組合

瀬戸内シーライン株式会社

呉・竹原地区小型船安全協会

呉海上保安部

呉海上保安部木江分室